

Title	ミルトン・フリードマン著 熊谷・白井・西山 訳 『資本主義と自由』
Sub Title	Milton Friedman, Capitalism and freedom (translated by H. Kumagai, T. Shirai and T. Nishiyama)
Author	田中, 宏 (Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.9 (1976. 9) ,p.75- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760915-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ミルトン・フリードマン著

熊谷・白井・西山訳

『資本主義と自由』

本書は Milton Friedman, *Capitalism and Freedom* (The University of Chicago Press, 1962) の翻訳である。著者のフリードマンは現在シカゴ大学の経済学教授をつとめ、経済理論、計量経済学および経済政策の各方面にわたつて文字通り独創的な業績をあげていることは広く知られているところである。しかし、本書は、狭く経済学ないしは経済政策を主題とした書物と解するよりも広く社会学の部類に属するものと理解した方が当を得ていると思われるが、これは彼がナイト、サイモンズ、ハイエク等のシカゴ学派の知的伝統を継承した結果であろう。本書は俗にいう「米國保守主義」の真髓を余すところなく書きあらわしたものであり、それだけに日本の知的風土にはきわめて異質のものとして映るであろう。

自由を擁護する抽象論は数多いが、一体何に對して自由を擁護すべきかとなると人によつて意見が分れてくるであろう。フリードマ

ンの場合、自由を守るべき対象は大きく分けて対外的には共產主義國であり、対内的には國家である。そうして、この後者、すなわち國家からいかにして、自由を確保することができるかという点の究明が本書の主題をなしていると言つてよい。しかも自由を侵害する國家活動の増大が自由と同類項と目される福祉と平等の理念に導かれていると言うのであつて、この斬新なヴィジョンにもとづく立論が本書の特色をなしているのである。

自由、平等、福祉という言葉は口あたりのよいものである。それは人々が心から願つていながら現実にはなかなか達成できないためであろう。自由と平等・福祉のいずれを優先すべきかは時代によつてことなつている。18世紀後半から19世紀前半にかけての自由主義者は、自由を至上の目標とし、その自由を享受するものはほかからぬ個人であるとした。その目標の手段として彼等は国内では、國家の経済的役割の縮小とそれによる個人の役割の増大をはかる自由放任を支持した。自由の拡張が結果として平等・福祉の増大をもたらすと彼等は考えていたのである。しかしその後参政権の底辺への拡大は圧倒的多数の経済的弱者の発言権を強めたため、この目標間の優先順位は逆転し、福祉・平等は自由のための前提条件とみなされるに至つた。19世紀後半から20世紀前半にかけての自由主義者がこれである。さらにこの派の人々はその目標を達成するにあつて、民間の自主的取決めに依るよりも、まず國家の政策に頼らうとした点が特色である。近年の福祉國家の標語はこの傾向を如実に反映している。この種の知的風潮は当然國家の各分野における役割を増加

させたが、このような傾向に対し今一度当初の、自由を至上とする知的伝統に立ち返り、国家の然るべき役割を明らかにし、以て現状への警鐘を打ち鳴らそうというのがフリードマンの問題意識である。このような国家干渉から自由を擁護するにあたって、フリードマンが真先に依拠すべきだとしたのがほかならぬ市場という経済組織である。

自由と言えば直ちに政治的自由を考え、政治的自由と言えば、その確保の条件としての政治制度を考えるのが通常であろう。自由と政治制度の関係を論じた著作が数多いのもこのような理由によるものであろう。このような考えからすれば、自由と経済組織にしかすぎない市場との間に果して意味のある関係ありや否やを疑い、本書の問題設定そのものにまで疑問を投げかける向きもあろうかと思う。この疑問に答えるのが第1章、「政治的自由と経済的自由の関係」である。ここでは自由には政治的自由のほかに経済的自由があるのであつて、市場は直接この経済的自由を確保するだけではない、この経済的自由の確保を通じて、間接的に政治的自由を伸長する、と主張する。市場の効用はこのとおりであるとして、市場と対比される政府の活動は現実はどういうものであり、かつ本来はどうあらねばならぬかを論じているのが第2章、「自由社会における政府の役割」である。この章ではフリードマンの基本的立場がまとめられていて、第1章と合して本書の総論をなしている。ここで展開された原理を個々のケースに適用したものが以下の諸章である。第3章の「貨幣の管理」は、市場経済の枠組の重要な部分とな

しているのであつて、ここでは通貨供給について当局者の恣意的な裁量を排し、それに代えて自動的なルールを設定すべきことを論じている。第4章の「国際金融と貿易制度」は自由貿易と変動為替相場制の擁護であつて、ともに自由市場を活用するための布石の一環をなしている。第5章「財政政策」はケインズ流の分析とその政策に対する批判である。これらの章でとりあつかわれた問題はすでに各種の経済政策の書物においても論じられているし、またいささか経済学の専門的領域に属する叙述もあることだから、この書評ではこれ以上の詳論は行なわないでおきたい。われわれは紹介の力点を第7章を除く本書の後半部分、いわゆる広義の福祉政策に関する諸章におきたい。すなわち第6章「教育における政府の役割」、第8章「独占と企業および労働組合の社会的責任」、第9章「職業免許制度」、第10章「医師免許制度」、第11章「社会福祉政策」、第12章「貧困の軽減」の各章である。第7章「資本主義と差別」は、市場が他のシステムにもましていかに各種の差別的軽減に与つて力があつたかを力説した異色の論説であるが、それがわれわれの紹介する力点からやや離れたところに位置するので、ここではこの紹介を割愛したい。なお以下の紹介は必ずしもフリードマンの叙述に忠実なものではなく、私なりの補完的な言辭も多分に混入していることをお断りしておきたい。

第1章でフリードマンの言わんとすることは、競争的資本主義 (Competitive Capitalism) ないしは自由私企業的交換制度 (Free

Private Enterprise System) という経済組織はたんに、(i)直接的に経済的自由をもたらしのみでなく、(ii)間接的に政治的自由をも伸長するということである。ここに注意すべきは、この種の競争的資本主義が政治的自由を直接に伸長するのではなく、あくまで間接的に、つまり経済的自由の確保を通じて迂回的になされるという点である。とすれば政治的自由と経済的自由との関係をまず明らかにしておかなくてはならず、これが標記の如き題名が与えられた理由である。以下(i)(ii)の順序で説明を加えていく。

(i) 経済活動の組織化の方式は大別すると二つある。その第一は私有財産制を基盤とする市場経済方式であり、第二は強権の行使を含む中央からの指令による計画ないし統制経済方式である。まず第一の方式から説明すると、これは財・サービスについての私有財産権が市場を通じて相互に交換可能なシステムであつて、これがフリードマンの言う自由私企業の交換制度である。ここに私有財産権とは財・サービスの所有者が究極的に個人であり、しかもその所有者は自由にその財・サービスを処分し、かつその処分の結果の収益を自からのものにする権利を言う。したがつて、このシステムの下では個人はどんな交換にも参加する、しないは全く自由である。個人は利益があるとみれば交換に参加し、利益がないとみれば参加はしない。ここでの協力はあくまで個人的かつ自発的であつて他からの強制は働かない。もとより個人と個人の間には企業が介在しているから、この点を考慮しなくてはならないが、それでも企業が私的なものであり、したがつて究極の契約の当事者が個人であるとい

う条件が満たされているならば、やはり協力は個人的かつ自発的である。この意味でかかるシステムの下では経済的自由が保証されるのである。

第二の方式についてはフリードマンは十分な説明を与えてはいないが、その要点は経済活動の組織化にあつて中央からの指令が支配的であつて、ためにそれは個人に大幅な順応を要求し、本来多様な多様にわたるべき経済的選択の自由が阻害されるというのである。政府の政策が概ねこのような特性をもっていることは否定できない。したがつて、第一の方式を拡大し、第二の方式を必要最少限に抑えること、すなわち政府介入を小ならしめることが経済的自由を大ならしめる所以であるとフリードマンは述べている。

(ii) の問題に移ろう。フリードマンは言う。政治的自由とは一個人がその仲間から強制されることのない状態を意味する。自由に対する脅威は強制権力であつて、それが専制君主の手であれ、一時的な多数派等の手であれ問うところではない。自由を保持するには、その種の権力の集中をできるだけ排除すること、そして排除できない権力は分散と抑制をはかること、つまりチェック・アンド・バランスのシステムが要求される。経済活動の組織化を政治当局の統制から切り離すことによつて、市場は強制権力のこの根源を排除する。市場は経済力が政治権力の抑制になることを可能にするのである、と。

フリードマンのこの主張そのものは十分に理解しうるところであるが、では、どのような理由から、市場が政治権力の分散と抑制に

なるかについて論理的な説明を与えていない。そのかわりに彼はいくつかの例を引用して上記命題が正しいことを説得しようとするのである。その例1。一九三三年から第二次大戦勃発までの間、ウィンストン・チャーチルは英国のラジオ放送を通じて語ることを許されなかつた。チャーチルの見解は当時の政府のそれと対立していたのであり、英国のラジオ放送は英国放送協会によつて管理された政府独占であつたからである。その例2。マッカーシズムの荒れ狂つた当時のアメリカの公務員達が無責任な告発や打ち明けることが良心に反するような事柄にまで立ち入つた査問を受けたが、彼等がそれらに抵抗しえたのは全く市場のおかげであつた。というのは、もし民間の市場がなかつたら政府の雇用が唯一の雇用の口であつて、生きるためには個人的自由を犠牲にせざるを得なかつたであらうから。幸い市場があつて、そこで民間の雇用の口を彼等は見い出せたのである。

自由市場が人々の自由を確保する上でかけがえのないものであることは前述のとおりであるが、それを理由に自由市場の拡大を図り、ついには政府の経済的役割を無ならしめることが最大限の自由を確保する途かといえはそうではない。やはり政府の役割は厳としてあるのであつて、それについて論じているのがこの第2章である。

まず第一の政府の役割はルールの設定者および審判者としてのそれである。人々の日常の活動そのものと、その活動に規制を加える法的なフレームワークとを区別する必要がある。ゲームにたとえ

ば、ゲームに参加するプレイヤーとゲームのルールとを区別するのと同じである。この場合、プレイヤーにルールを受け入れさせ、またルールの解釈を統一し、その執行をはかるアンパイアが必要である。それと同じように自由な社会を維持するには、ルールを修正するための手段を提供し、ルールの意味を各人がとりちがえた場合にそれを調整し、しかもそれらルールが滞りなくおこなわれるように施行する手段を提供するもの、それが政府の役割である。

どうしてこのような役割が必要かと言えば、それは各個人の自由が互いに両立したいケースがあるからである。その場合には各人の自由を互いに調整しなくてはならない。たとえば、AがBを殺したいという場合、AにとつてはBを殺す自由があると言うなら、Bにとつても生きる自由があるというように、相互の利害が対立した時にそれを調整する必要があるわけである。この種の政府の役割を具体的に列挙すると、法と秩序の維持、私的契約の履行、競争的市場の育成、財産権の定義の明確化、貨幣制度の枠組の整備である。

以上の役割のほか、政府自からが、いわばゲームのプレイヤーとして介入している数多くのケースがある。その介入の理由は、技術的独占の存在、近隣効果の存在であつて、これは市場の力では如何ともしがたいから、政府の介入に依らざるを得ないとされているところのものである。さらに上記二つの理由の他に政府の側からする温情主義 (paternalism) がある。

まず第一の独占であるが、そもそも独占を規制する理由はそれが経済的自由を侵害し、資源の浪費と悪しき所得再分配効果をもつか

らであると考えられる。ここで取り扱う独占はあくまで技術的理由——たとえば大規模生産の利益といった——による独占体を対象とするものであつて、私的共謀による独占を対象とするものではない。この後者に対する政策としてはルール設定者としての政府の役割に委されていることは既述の通りである。前者の独占に対しては政府自らがプレーヤーとして介入するのであるが、その介入の仕方はその独占体を政府直営とするか、あるいはそれに補助金を支給してその弊害を絶つような規制を加えるかのいずれかであつて、このことは一般に支持されているところである。フリードマンはこの見解を全面的には否定はしていないが、かなりな程度懐疑的である。というのは、政府の介入そのものが当初の意図とは裏腹に独占体を温存することになるとの指摘をする一方、当の独占体も政府介入を受けずに放置されたところで、それは市場に内在する競争圧力——とりわけ技術革新を武器とする競争によつていづれは淘汰されていくとの独特の見解をとつているからである。

近隣効果に話を移そう。これは個人の行動が他人にプラスあるいはマイナスの効果を及ぼしながら、それに対してこれらの人々から市場を通じて何んらの補償も行なわれない場合を指す。たとえば、川の汚染である。川の汚染者Aは下流の住民Bに水を清浄にするための費用を課して、その費用に対しAが何んらの負担を申し出ないケースである。もとよりA・B間で話し合いにより補償が行なわれるならば問題はない。実質的にはそこに汚染というマイナスのサーヴィスの市場が成立するからだ。しかし問題はこの種のプラスあ

るいはマイナスのサーヴィスの及ぼす効果を他のそれから識別し、かつその大きさを測定するのは困難であるから、市場は成立せず、かと言つてそれを放置すれば、A・B間に望ましくない所得再分配が生じ、かつ資源の浪費を招くことになるから、ここに政府の介入する余地が生ずるのである。この種の見解に対し、フリードマンは上記の大筋を肯定しつつも、若干の疑念を表明している。すなわち上記の例で言えば、AからBへのプラスあるいはマイナスの効果の識別と測定とが、A・B当事者にとつて出来ないというのが、その理由であるならば、これは同じく政府にも出来ないのではないかと。さらに、近隣効果克服のための政府の介入自体が新たな近隣効果をもたらす。すなわち、それはすべての個人の自由が及ぶ範囲を直接間接に制限するという望ましくない効果をもつ。したがつて、近隣効果があるからといつて、ただちにその是正のために政府介入を要請するのは軽々になすべきではない。むしろ近隣効果は正の政府介入のプラスとマイナス面とを比較秤量して介入の是非を決定すべきであるとしてゐる。

政府介入の論拠の最後のものは温情主義的干渉主義である。これによると自由を主張できるのは責任ある個人だけであつて、これは精神病者や子供にまでその自由を認めてよいと言ふものではない。このような場合には誰かがこれらの人々に代つて意志決定を行なうべきであるという原則を容認せざるを得ない。もとより市民一般を精神病者や無能力者と断定するものではないが、彼等が個別的には近視眼的で先見の明のない場合がありうるのであつて、そのような

場合には政府が代つて意志決定を行なうというのが温情主義と言われるものである。たとえば、老令年金がある。一般市民の中には先見の明がなく、その日暮らしをする人々がいる。彼等には老後に備える用意が十分に出来ていない。したがつて「彼等より先見の明のある」政府が彼等自身に代つて年金の積立てを強制的にすることが容認される。このような肯定論に対し、フリードマンは反論する。曰く、自由を信奉する者は、個人が自分の過ちを犯す自由をも信奉しなければならぬ。人が知つていながら故意に貧乏な老後を選択し、自分の資力を現在の享楽に使うことを好むならばどんな権利があつてわれわれは彼のその意向を妨げるのか。議論によつて彼の誤謬を納得させようとしてもよいが、強制を用いて彼が自から選んでしようとすることをさせない権利があるだろうか、と。このようにフリードマンは政府介入の温情主義的理由を激しく批判するのである。

以上を要するにゲームで言えばルール設定者・審判者としての政府活動の論拠は望ましいものとしてこれを認めるとしても、ゲームのプレーヤーとしての政府介入の論拠については、精々首肯できるのは特殊なケースにしか成立しない技術独占と近隣効果のそれであつて、温情主義的干渉主義のそれではない。

以下に述べる各論の分析の祖上に載るのはすべてゲームのプレーヤーとしての政府介入の例である。そしてそこでの論述の仕方はまづ各々の政府介入の論拠を問ひ、次に介入の帰結を論じ、最後に正

しい政策を提案する、という体裁をとつてゐる。

では第6章の「教育における政府の役割」から論じよう。ここでいうことである。まず市民としての一般教育のための初等中等教育について考えるとき、その論拠となるものは近隣効果である。市民には最低限度の読み、書き、算盤の能力と知識が要求される。それというのもこの最低限度の水準が満されないと、当の本人はもとより社会の他の人々も有形無形の損失をこうむることになる。逆にその水準が満されれば、本人にも他の人々にも利益が帰属するからである。したがつて政府のなすべきことはこの最低限の学校教育の義務付けということがあげられる。次に、両親の所得が低いために、この教育を受けられない児童がいるであろうから、政府自から補助金をこの教育のために支給することが必要となるであろう。ここまでの政府活動についてはフリードマンは是認するが、この点を越えて、さらに政府が教育機関の管理を行なうこと、すなわち教育産業の国営化を行なうことについては正当化の論拠がないばかりか有害であるとして、これに強く反対する。すなわち国営化は教育産業の独占化をもたらし、独占化は教育資源の浪費と進歩の停滞と教育サーヴィスの選択の自由の削減とをもたらすからである。現実には政府の財政補助は往々にして学校教育の管理にまで及んでおり、またそれを当然とみる向きも多いが、この二つは当然切り離すべきである。ではどうするか。ここにフリードマンの提案するのが証票制度(Voucher System)である。これによると児童の親に証票が予め

与えられていて、この証票と引換えに親には児童の学校教育に費した年間費用の一部が償還される。このシステムの下では、親はこの金額と自分の用意した金額とを合せて、好ましくない学校から児童を退学させ、好ましいと思う学校に自由に入学させることができる。これは現在公立学校の児童の親と私立学校の児童の親との間にある所得再分配効果をなくし、私立・公立学校間に同一の条件の下での競争をもたらず。このことはさらに児童の親の教育サーヴィスに対する需要に応える多種多様な学校を出現させるであろう。かかるシステムは市場を通じての各人の教育サーヴィスへの選好の表明を可能ならしめるということであつて、現在のような厄介な政治的経路を通じての各人の選好の表明よりよほど効果的である。

一般教育の場としての大学教育についてはどうか。この場合には前述のケースに比して近隣効果にもとづく国営化の論拠はさらに薄弱となり、義務化の要請はなくなる。さらに市民教育課程の内容についての合意も得られにくくなり、ゆえに補助金を出すことの妥当性についてまで疑問が生じてくる。かりにその妥当性を認めるとしても補助の仕方に問題がある。現実には公立大学が私立大学よりはるかに低い授業料を課しているために私立大学との間に「不公正な」競争が生じている。税金から支出される補助金が政府の管理する大学に主として向けられることは、いかなる根拠によつても正当化できない。むしろこの補助金は学生個人に対して、たとえば奨学金の形で交付され、それを用いて彼等が自由に大学を選択できるようにすべきであつて、現行のように大学という施設に向けられるべきで

はない。政府の大学は教育費を償うだけの授業料を学生に課すべきであり、このようにして私立大学と互角の立場で競争すべきである。この仕組みは大学間の競争をより効果的ならしめ、教育資源の効率的利用と選択の自由をもたらずであらう。

職業的・専門的学校教育についてはどうか。この場合には上記のような近隣効果はない。それは人的資本への投資の一形態であつて、通常企業の行なう物的資本への投資と同じである。そこでは費用と見込利益との比較によつて投資がなされるが、これと全く同じ方式がこの種の学校教育にもあてはまる。すなわち人的投資を行なうものは、その費用を自己負担しなくてはならない。現行のような補助金は自己負担を軽減するから過剰投資をもたらし易い。ただ費用の資金の調達のための市場が不完全であるから、その不完全性を補うために政府が介入する必要がある。たとえば政府による持分投資の案をフリードマンは提案している。

上記と同様の論理展開をしているのが、政府による諸種の職業免許制についてである。このうち医師への免許制度が典型として取り上げられる。医師の免許制度は認の論拠の第一は近隣効果である。伝染病患者にかりに無資格の医師が治療をほどこす場合を考えよう。この場合、医師がまずい治療を患者にしたとしても、これは医師と患者との間では自発的な医療サーヴィスの交換があるだけで問題はないが、そのために第三者に伝染病をまきちらすかもしれない。したがつて、この場合には患者と医師を含むすべての人が伝染病予

ある。

政府の介入の手が教育や医療に向けられると、そこに独占化の状況が生じ、望ましくない結果を生ずることは既述のとおりであるが、その介入の手が民間の法人企業や労働組合に向けられたらどうなるか。これが第8章の前半の問題である。私的独占という産業のそれを念頭に浮べるのが通常であるが、実はこのほかに労働組合による独占があることは往々にして一般の注意を逸する点である。フリードマンは労働による労働の供給独占力の及ぼす効果として、その賃上げによる全体の雇用の削減、したがって労働者間の所得の不平等化を挙げ、さらに労使の結託によるカルテル利得の山分け等の悪弊の事実を鋭く指摘している。

ところで法人企業にせよ労働にせよ私的独占の原因は何であるかと言うと、私的共謀が真先に挙げられるのが通例である。しかし私的共謀による独占は超過利潤を狙う潜在的競争者によつて常におびやかされ、それ自体では永続するものではない。むしろこの種の独占化を強化し、永続化せしめているのが政府の雑多な保護政策である、というのがフリードマンの力説するところである。たとえば、企業については、関税による競争制限、社内留保を助長して新企業に比して既存企業に有利な法人税、労働については各種の免許規定や組合の反トラスト法の適用除外等の法的措置がそれである。したがって、関税や法人税の撤廃、各種免許の廃止、労働組合にも法人と同じ法的取扱いをすべきことをフリードマンは提案しているのであるから、他の免許制の論拠の薄弱なことは推して知るべしである。

防のために医療業務の有資格者への制限を是認するであろう。この論拠は十分納得のいくものではあるが、何分にも稀なケースにしか成立しないもので、それを一般のケースに押し拡げることは出来ない。主要な論拠はやはり温情的干渉主義である。すなわち、個人は医師を適切に選択する能力をもたないから、国がわれわれにかわつて医師をすべて信頼できる医師にするように介入するのは止むを得ないとする議論である。しかし免許制は医師の質の画一化と量の減少をもたらし、われわれはさほど重くない病気でも、それに不必要なくらい熟練した少数の医師のところへ殺到しなくてはならず、しかも治療費は高い。これはわれわれの医療サーヴィスに対する選択の自由を阻害する。医師はその熟練の手腕を発揮すべき重要度の高い仕事にさく時間が少なくなり、それほど熟練度の高くない医療従事者でもこなせる治療にさく時間が多くなる。研究・開発への時間を数をも当然削減され、長期的には医療の質を低下さすであろう。話はこれで終わらない。免許制は新規参入を阻害し、既存の医師の独占化をもたらし、これは医師の治療の質向上への意欲そのものをも妨げるおそれがある。競争圧力があつたならば生じたであろう医師の特殊化・分業化による効率の上昇をもみすみすとりがしてしまふ結果を生ずる。ではどうするか。免許制度を撤廃し、もつて競争を促進して医療の分業化を図ることである。すなわち市場のメカニズムの活用である。免許制擁護の論拠は他の分野より医療についてより強力である。その医療免許制の論拠も上記の通り説得力がないのであるから、他の免許制の論拠の薄弱なことは推して知るべしである。

る。

独占にまつわるイッシュンの中、最近注目すべきものは企業の社会的責任論であるが、これが第8章の後半の主題である。社会的責任といふのは、もとより法の枠内でのことであるが、企業は利潤追求のみならず、その他にも社会的に望ましい目的、たとえば慈善行為とか大学への寄附とか、製品価格の自主的抑制とかを達成するよう努力すべきだ、と言ふものである。この種の主張をする人が一般民衆であるならば、それは法の枠内での利潤追求という株主の権利を侵害することになると反論することができる。またそれが企業経営者であるならば、彼等は株主の被雇用者であつて、株主に対し直接責任を負うている。その責任とは、株主の利潤追求の要求に出来るだけ沿うように企業を經營することである。となれば社会的に望ましい目的の達成といふことを追求すれば、經營者の株主に対する責任は果されていふことになるであらう。そして本来、株主に帰属すべき所得の一部を株主の意向に反して自分の判断で社会的利益のために使用するのは株主の私有財産権の侵害である。經營者が企業の社会的責任を云々しても、それは選挙という形で、一般の民意を問うた後に確定したものではない。したがつて、純粹に私的集団の中から選ばれた經營者には社会的責任を負うべき義務もなければ資格もない。その資格のあるのは選挙の洗礼を受けた *Civil servants* のみである。ところで法人税と寄附金の控除制度がある場合には株主は自分のかわりに会社が寄附してくれることを望むかもしれない。しかし、この場合にも法人の設立趣旨に反して、株主が体のよい

合法的脱税行為を行なうことになるのであつて、望ましいことではない。寄附はあくまで究極の財産所有者である個人によつてなされるべきである。そのための最良の策が法人税の撤廃である。

第10章は所得の分配の問題を取り扱つている。論点が多岐にわたつてゐるが、大筋のみ述べよう。第一の問題は、所得の平等を促進するための国家干渉を正当化する倫理的論拠は何か、と言ふことである。この問題を分けて、(1)所得の平等化を良しとする論拠をまず問ひ、次に、(2)かりに所得の平等化を良しとしても、その目的を達成するにあつて、国家干渉という強制的手段は正当化されるかの問題を考察する。まず(1)の問題であるが、フリードマンは、所得平等化を主張する者は「各人に彼と彼の所有する生産手段とが生産するところのものに応じて与えよ」との資本主義の分配上の倫理原則が正当化できない理由を申し述べなくてはならない、と述べその理由の論拠が薄弱であることを説く。しかし、だからといつて、資本主義の分配上の倫理原則を正当化する論拠もないと言ふ。次に(2)の問題であるが、個人の自由確保の見地から、フリードマンは、国家干渉を不当であると考へる。曰く、20ドル紙幣の幸運な拾得者が自分の富を分け合ふ心をもたないからといつて、他の人々が強制力を行使してその富の分配を図るのを正当化する理由はない。われわれが自分自身の裁判官になり、自分たちが受ける権利があると考へるものを他の人びとから取り立てるために、どんな場合に強制力を使う資格があるかを自分の考へで決めることが正当化できるであらうか。

あるいは、何に對して他の人びとには権利がないと考ふるのだからか。富の相違の大部分は十分遠く離れて見ると偶然の産物と考ふることができる (Digg) と。

第二の問題は所得平等化の現実の政策の効果判定である。累進的な所得税と相続税が現実の政策の具体例であるが、それらは意圖に反し、次のような弊害を生んだ。すなわち課税前の分配をより不平等にし、課税回避の爲の立法措置——とりわけ「抜け穴」として法人税——に拍車をかけた。さらに既存の富を保護し、資本蓄積を阻害した。では対策はどうか。フリードマンは均一税率による課税、法人税の撤廃を提案し、これらの弊害を除去できるとしたが、これはあくまで消極的な対策であつて、眞の所得の平等をもたらすには、この他に別途の手段、すなわち独占化をもたらす政府の雑多な介入の排除、教育の機会の拡大のための政策の採用こそが正攻法であるとしている。とにかく市場経済をゆがめず、その活用を図るといふのが、ここでの彼の主張の眼目である。

第12章は貧困の軽減である。所得の分配が個人間の所得の相対的な格差を問題とするのに対し、貧困とは所得の絶対的な水準に関わることである。この貧困の軽減のために私的慈善だけでは足りず、政府の政策に頼らなくてはならない理由は何か。それは近隣効果である。人は貧困を見て悩み、その軽減によつて利益を受ける。その場合、軽減の費用を払うのが誰れであらうと、人は同じように利益を受ける。だから、ある人の慈善の便益は一部他の人にも帰属す

る。かくて、われわれは皆他の誰もが歩調を合わせるのであれば、貧困の救済のために進んで寄附しようとするだろう。またこの保証がなければ、われわれは同じ額を寄附しようとしないうら。この論拠をフリードマンは受け入れる。問題は具体的方策はどうあるべきか、ということになる。第一は対策の及ぶ対象者の絞り方であるが、これはあくまで対象者の貧困という側面に焦点を合わせるべきである。たとえば、貧しい農民を対象とするとき、彼が農民だからではなく貧しいということが理由にならなければならない。したがつて彼に農業援助を貧困対策として与えるのは効果的でない。これ故に雑多な福祉政策は貧困対策として適當でない。第二は貧困対策はあくまで市場をゆがめないようにすべきである。この意味で最低賃銀法、各種の価格支持は落第である。第三に現物支給ではなく現金での援助であることである。これは受給者の消費選択の自由にかかわる問題だからだ。第四は自助の誘因を減殺しない、性格をもつていふことである。現実の各種の政策はこのような要件を満していない。これらに代りうる政策としてフリードマンが推すのが、負の所得税 (negative income tax) である。それについての説明は省く。

最後に第11章社会福祉政策を取り上げよう。社会福祉政策というのはまことに雑多な政策の集合であつて公営住宅、最低賃銀法、農産物価格支持等々である。公営住宅を例にとると、その擁護論としては、近隣効果的の外れである。貧困者の救済としてなら、別途に負の所得税のような、それ専門の貧困対策がある。残る論拠は温情

的干渉主義である。すなわち、援助される世帯は何よりも住宅を必要とするが、自分でそれに同意しないか、あるいはお金を無分別に使うであろうというのである。この種の論拠は、第2章の説明で述べたように自由主義の見地からは受け入れることの出来ぬものである。さらにフリードマンは各種政策の効果判定を行なっているが、ここではその詳細を省略し、ただそれらの政策が当初の目的に照らしても逆効果をもち、かえつて特定グループの利益に奉仕しているという結論だけをつけ加えておく。

以上が各章の要旨の紹介であるが、全体を読み終えてみた今、いくつか彼の議論の特徴が指摘できる。それを順不同に列挙してみよう。

(一)フリードマンは自由を、個人が他の個人の同様な自由を侵害しないかぎりにおいて、各自の欲するがままに自己の能力と機会を最大限に利用する自由と解している。これは権利の平等と機会の平等に通ずるが、権利や機会が利用されて後の、「得られた結果の平等」をも意味するとは限らない。むしろ結果が不平等に終つても止むを得ないとしている。

(二)この意味での自由を彼が擁護するのは、人々がたがいに才能や嗜好の点で異なっており、その各々の能力と好みに応じて自己の行動を十分に展開することによつて、彼自身の利益はもとよりのこと、結果として社会全体に貢献できるからである。だから彼の言う自由にはあくまで「private」という要素が不可欠なのである。これ

とは反対に、人々の異なる能力や好みを無視して、画一的な行動のパターンを要求する「Collective Action」はその動機が如何にかかわらず彼の受け容れるところではないのは明らかである。

(三)したがつて「Collective Action」を伴い勝ちな政府、法人企業、労働組合の各組織は彼にとつて警戒を要するものであり、それらの組織が個人々の道具として止まるならばよいが、個人々の意向を無視して独り歩きをすることは個人々の自由を侵害することになる。

(四)彼は、短期的には結果としての平等ないしは物質的平等と自由との間には相反関係があり、片方を増加させると必ず他方の減少が生ずると見ている。しかも長期的には自由の伸長はパイの大きさを増して結果的に物質的な平等をもたらすが、逆に当初物質的平等を増すことは、パイを減少させて、平等化の動きそのものを弱めてしまふ、と考えている。

最後に二つのコメントをしておく。その一は競争的市場を通じての経済活動の組織化は強制力を伴わないとの主張に關してである。もともと経済現象は、人々の欲望に比して財が不足していることから生起する。だから財をめぐつて各人間に利害の対立が生ずる。市場はこの対立を調整する一方法にすぎず、高い価格を課して、ある成員の欲求充足を止むなく断念させる。これは強制以外の何物でもない。

その二、以上より、市場は「Freedom to choose」を保持するが、「Freedom to get what one wants」を保証しない。この後者の自由をフリードマンは見落している。しかも前者の自由と後者の自由と

の間には常に補完的關係があるとは限らない。国防サーヴィスのよ
うな共同消費の場合には両者の間に相反關係があるので、前者を増
せば、後者を犠牲にせざるを得なくなる。この場合にははたして自
由は全体として増大するのだろうか減少するのだろうか。

訳文はよくこなれており、読みやすい。(マグローヒル好學社)

田中 宏